

# 民間資金等活用事業推進委員会 第37回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

# 第37回民間資金等活用事業推進委員会 議事次第

日 時：平成27年11月19日（木）10:00～11:56

場 所：合同庁舎4号館12階1214特別会議室

## 1. 開 会

## 2. 議 事

- (1) PFI法の改正及び下位法令の整備について（報告）
- (2) 基本方針及びガイドラインの改正について
- (3) 多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針について
- (4) PPP/PFIの事業規模目標の見直しについて
- (5) 民間資金等活用事業推進機構からの報告

## 3. 閉 会

○村田参事官 定刻を過ぎておりますので、ただいまから第37回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、定員9名のうち7名の委員に御出席いただいております。定足数の過半数を達しておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、L専門委員は所用のため30分程度遅れて御出席される予定でございます。また、この度新任された委員がおられますので、御紹介させていただきます。

株式会社三菱東京UFJ銀行ストラクチャードファイナンス部長兼プロジェクトファイナンス室長のA専門委員でございます。

○A専門委員 Aでございます。よろしくお願いいたします。

○村田参事官 さらに、事務局にも人事異動がありますので、あわせて御報告させていただきます。

大臣官房審議官兼PFI推進室長の鳥巢でございます。

○鳥巢審議官 鳥巢でございます。よろしくお願いいたします。

○村田参事官 PFI推進室企画官の直原でございます。

○直原企画官 直原でございます。よろしくお願いいたします。

○村田参事官 そして、私、担当参事官の村田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の資料について、1点御連絡させていただきます。

本日は、メインテーブルの方のみでございますが、議題（3）の多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針に関する資料をお配りさせていただいております。現在、各省庁と調整中でございますので、本資料については非公表とさせていただきます。

あわせて、会議後に作成いたします議事概要及び議事録につきましても、本件に関する部分については当面非公表とさせていただきますので、御承知おきください。

それでは、以後の議事進行につきまして、石原委員長より進めていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○石原委員長 石原でございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきたいと存じます。

まず、議題（1）のPFI法の改正及び下位法令の整備につきまして、議題（2）の基本方針及びガイドラインの改正につきまして、それぞれ関係するものでございますので、あわせて事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○村田参事官 私から、PFI法の改正の概要、施行令の改正の内容、内閣府令の内容につきまして御報告させていただきます。

1枚めくっていただきますと、3枚物で「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律」ということで、報告資料1がございます。まず、これにつきまして御説明させていただきます。

こちらは先の通常国会で成立した法律でございますが、この法律につきましては、コンセッション事業の円滑かつ効率的な実施を図るために、事業の初期段階に限って専門的なノウハウを有する公務員をコンセッション事業者に退職派遣する際の職員の処遇について、例えば退職手当の算定に当たって、退職派遣期間を100%通算すること等、今ある独法への国家公務員出向の際の措置と同様の措置を法律上設けたものでございます。

報告資料1を1枚めくってください。こちらは空港を例にしましたコンセッション事業者にノウハウの移転が必要な業務の事例でございます。空港は様々な業務がございますけれども、駐機スポットや航空灯火の運用、滑走路等の飛行場面の点検等、こちらの業務につきましては運営権が民間に移りましてもまだコンセッション事業者のほうにノウハウがございますので、その事業の初期段階におきましては、公務員がこれまでどおり当該業務を実施することになります。

もう一枚めくってください。こちらは仙台空港、この法律に基づきましてコンセッション事業者のほうに国の職員を派遣することになる想定でございますけれども、このスケジュールで今、進んでおります。優先交渉権者が10月21日に東急前田豊通グループに選定されまして、28年6月末にはその運営が彼らに移管される予定でございます。

続きまして、PFI法改正に伴う政令の概要ということで、報告資料2につきまして御説明申し上げます。こちらの政令は2本ございます。1本は施行期日の政令ということで、2ポツに書かせていただいておりますけれども、法律の施行を12月1日とするものでございます。もう1本は、コンセッション事業者に派遣期間中の国家公務員、本来でありますと退職して出向しますので、国家公務員でないののですけれども、それを国家公務員とみなしまして、その間に築いた関係を私的な関係として緩和措置があるのですが、それを排除する改正でございます。こちらが政令の概要でございます。

3点目、報告資料3につきまして、御説明をさせていただきます。

こちらはPFI法の施行規則の改正でございます。今回、派遣職員を公共施設等運営権者、コンセッション事業者の業務に従事させますので、その公共施設等の運営権実施契約においてコンセッション事業者と個別の派遣職員の任命権者との間で職員の報酬であったり、業務内容、派遣期間等を取り決めるというものを施行規則で規定することとしております。具体的には、報酬につきましては、派遣元の給与額を基準とする。業務につきましては、専門的な知識及び技能を必要とする業務にする。派遣期間は3年以内にするというようなことを府令で規定することとしております。法律の施行の12月1日に合わせて、こちらも施行されるということでございます。

以上、私から御報告事項を3点御説明させていただきました。

○石原委員長　どうぞ。

○武井企画官　引き続きまして、基本方針及びガイドラインの改正につきまして、御説明させていただきます。

資料1-1-1～1-4まで、この四つの資料を使って説明させていただきますが、概要に

つきましては資料1-1に大体書いてありますので、そちらを中心に御覧いただければと思います。適宜1-2、1-3、1-4を参照していただければと思います。

中身は3点ほどございます。

ただいま御説明申し上げましたPFI法改正により創設されました退職派遣制度について、基本方針、運営権ガイドラインに位置づけるということが1点。

2点目、公共施設運営権制度の運用につきまして、指定管理者制度や地方公営企業法上の取扱いなどにつきまして、関係省庁から通知などで明確化されたものがございますので、そういったものをガイドラインに位置づけるということが2点目。

3点目でございますけれども、昨年のこちらのVFM・リスク分担ワーキングの中間取りまとめを踏まえた改正点、これをガイドラインに位置づける。この三つのことを今回したいと思っております。

一つ目、基本方針の改正でございますが、資料1-2の15ページ、18ページに該当の部分が記載してございますけれども、運営権に関する基本的な事項の中で、公共施設管理者が実施方針を定める中で、この退職派遣制度が利用できるかどうか、こういったことを位置づけるようにということを基本方針の中に記載させていただきたいと思っております。

また、18ページでございますけれども、こちらは職員を派遣する期間につきまして規定しているものでございますが、事業の初期段階に限るといった趣旨を基本方針の中に明記させていただきたいということでございます。

二つ目、運営権のガイドラインの改正でございますが、こちらにつきましては資料1-3のほうにガイドライン自体、新旧の形で用意してございます。

25ページをお開きいただければと思うのですけれども、今回法律改正によって退職派遣制度ができましたので、この退職派遣制度につきまして基本的な事項を10という新たな項を起こしまして、まとめて記載させていただいております。この中身につきましては、退職派遣制度の趣旨でございます事業の初期段階において公務員の有する専門的ノウハウを継承することで事業の円滑な立ち上げを支援するといった制度趣旨を書かせていただいているとともに、また、この中で事業の初期段階ということにつきましては(3)のところにあります最大おおむね5年程度ということで、実際何年もコンセッションの事業者に退職派遣しているわけにもいかないということで、5年程度がおおむね目標の期間であるということを書かせていただいております。

続きまして、コンセッションガイドラインの中の22~23ページのところでございますが、これは地方公営企業法や指定管理者制度上のコンセッションの扱いについてでございます。22ページのところには、運営権の開始後の公営企業の扱いについて記載しているわけですが、コンセッションを開始した後でも公営企業につきましては、その事業のモニタリングですとか既往債の償還ですとか、様々な業務が残りますので、公営企業自体は存続させていくというような趣旨が総務省から通知されておりますので、そういった内容をガイドラインの中に位置づけさせていただきました。

その下、23ページ（8）のところでございますけれども、コンセッションと指定管理者の併用でございます。こちらですが、コンセッションを開始したときに指定管理者も併用して指定すべきかどうかということにつきまして、その取扱いについて総務省と関係省庁で明確化されました。

具体的には、上下水道、空港、こういったコンセッション事業におきましては、指定管理者制度は併用しなくて構わないという結論になりましたので、そういった内容をガイドラインの中に明記させていただきました。

引き続きまして、資料1-1、2枚目をお開きください。

こちらのほうは、昨年取りまとめていただきました中間取りまとめを踏まえたリスク分担ガイドラインと運営権ガイドラインの改正の内容でございます。

資料1-4、22ページ、リスク分担のガイドラインをお開きください。収益施設併設型の事業において、付帯事業の収益性の悪化等のリスクが本体事業に影響を与えないようにするため、リスク対応の手段として、中間取りまとめの中では履行支援、信用力の確認、保険への加入が示されておりましたので、こういった内容をガイドラインの中に記載させていただきたいと思っております。

続きまして、運営権ガイドラインに戻っていただきます。資料1-3でございます。こちらの12ページをお開きください。公共施設運営事業における需要リスクへの対応ということで、中間取りまとめの中でプロフィットシェアリング条項等を活用して需要リスクを管理者と運営者とで共有するケースがあるということをいただきましたので、こういった内容を（2）のところで記載させていただいております。

また、その下でございますけれども、コンセッション事業における不可抗力リスクへの対応ということで、管理者と運営権者との負担につきまして、運営権者に地震等の保険加入を義務づけ、保険で損害を補填するのに足りないときには、管理者が復旧を行うという方向がありますので、その内容を（4）のところに位置づけさせていただきました。

以上、基本方針とガイドラインの改正案につきまして、説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○石原委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明ございましたけれども、これらにつきまして御質問、御意見ございましたら、挙手を願いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

どうぞ。

○A専門委員 本日初めてで一番バッターですみません。意見を述べさせていただくのは大変恐縮でございますが、不可抗力リスクの一番最後の御説明にあったところでございますけれども、実際に空港の案件のコンセッション等を私ども銀行としてもいろいろな形で議論させていただいている中で、空港ですと例えばSARSのような事象ですとか、もしくはまさに今、パリでも非常な事態になっていますが、ああいうテロのようなことがあったときに需要というのは大きく減ってしまうわけですが、なかなかそういうものは必ずしもス

トレートに不可抗力になるわけではない一方で、空港の案件ですと、御案内のとおり、運営権対価を例えば44年にわたって分割して払うという形になっていますので、実際に今ストリートに不可抗力と読める自体以外の非常に想定されなかったような大きな事象が起って空港としてのキャッシュフローが回らなくなったような場合でも、運営権対価の支払いというのは必ず支払うということが決められておりますので、その辺りについてもう少し不可抗力の範囲ですとか、あるいは実務的にもう少しワークするような形で何らかの取決めというとなかなか難しいのかもしれませんが、仕組みがあったほうが、特に我々のような銀行がファイナンスをする場合にはやりやすいのではないかと感じておりますので、その点を今後もし何らかの形で検討していただければと感じております。

○石原委員長 それでは、今の不可抗力の点につきまして、武井企画官、よろしくお願います。

○武井企画官 今回のガイドラインの改正につきましては、仙台空港、関空のコンセッションの実例を踏まえまして、仙台空港は確か10億円の地震保険、関空の場合は100億円の地震保険ということで、地震保険を使った形で不可抗力リスクに対する対応の一部ですけれども、対応することができましたので、そういった内容を今回ガイドラインの中に位置づけて、到達点として示させていただきました。

今、委員御指摘の事項につきましても、引き続き調査して、そういったことに対して何か実例ですとか、こういうやり方があるということを開発されたものがございましたら、調査して必要な対応をとらせていただきたいと思います。

○石原委員長 どうぞ。

○鳥巢審議官 今、説明があったとおりなのですが、基本的にはどのリスクをどちらがどれだけ負担するかというのは、個別の事業スキームの中で公共施設管理者とオペレーターの間できちんと基本的には取組がなされるべきなので、ガイドラインの中では、今回もそのようなのですけれども、いろいろなところで出てきたグッドプラクティスを一つの例として示していきながら、それが具体のスキームの中で最も妥当なリスク分担のあり方を両方で決めていただくときの一つのよすがとして、参考資料として使っていただくということです。全部ガイドラインの中である種のルールを決めてしまうということはなかなか現実的には厳しいので、いろいろな事例をこれから収集して、実際の実施契約の中でリスク分担を決めていただく際に参考にしていただくようなものをこれから充実していきたいなと思っています。

○石原委員長 分科会の先生方、何かございますか。よろしゅうございますか。

どうぞ。

○B 専門委員 Bです。

今のところに関連してお聞きしたいのですが、ガイドラインはグッドプラクティスをまとめて参考にするということなのですが、最後の不可抗力のところは公共施設等運営権のガイドライン、資料1-3の12ページのところですが、ここは参考とわざわざ余り

見ないですけれども、参考として入れているということですね。このところ、地震等の保険。今、審議官がおっしゃったことの趣旨を強調しているのかなと思って、通常、ガイドラインの中に参考と余り入れていないかなとは思ったのです。まさに、地震のところはいろいろ議論もありましたし、SARSもありますし、それが需要リスクなのか、何リスクなのかというのがありますし、業界によって違うのでいろいろ個々の検討でされるということはいいと思いますが、参考というのをここだけ入れているのが、余りほかのところになくはないですかというところが1点で、個々のところでやっていくということは、ガイドラインは割と後追いというか、実例が出てきたものに対してこういうものもありますよという趣旨だとは思いますが、その点のコメント。

あともう一点は、先ほどの同じく公共施設等運営権のガイドラインの1個前のところで指定管理者等の扱いだとは思いますが、22ページ、23ページ、従来は指定管理者制度と地方自治法上の公の施設について指定管理者制度はコンセッションをやる場合には一律外したらどうかという議論があったと思うのですが、今回は空港と1、2、3、上下水道という例外的に調整ができたということなのですが、これは引き続きほかのところか、もしくは一般論としてやられるのか、この三つについては多分強化するところの事例の分野ということで入れられたのだと思うのですが、その点についてお聞きしたいという2点でございます。

○石原委員長 いかがでしょうか。

○武井企画官 例えば同じガイドラインの中の19ページのところに参考というような記述がありました。また、リスク分担のガイドラインなどでも参考というような記述をしているところが中にあります。参考の事例ということで書かせていただきたいというのが今回の御提案の趣旨でございます。

あと、もう一つ、指定管理者との併用のところでございますけれども、今回、例の集中強化期間の取組方針の中で重点分野として掲げられたものについて、その取扱いを明確化していくというのがありましたので、その中で今回上下水道と空港につきまして、それを明らかにできたわけですが、これからまた個別の施設ごとにいろいろコンセッションの検討が進んでいく中で、そういった扱いについて、それぞれの事業でどういう形で対応するのがいいかというのを明らかにしていく必要があるのかなと思っております。また、そういうことで努力していきたいと思っております。

○石原委員長 B 専門委員、よろしゅうございますか。どうぞ。

○B 専門委員 道路は有料道路だけれども、公の施設ではないという。

○武井企画官 そうです。

○B 専門委員 引き続き進めていただければと思います。希望します。

○石原委員長 どうぞ。C 委員、よろしく申し上げます。

○C 委員 その点に関して質問なのですが、水道と下水道の取扱いが変わっているという理由は何でしょうか。

○石原委員長 どうぞ。

○武井企画官 それぞれ水道事業につきましては水道法に基づいて事業認可を受けてコンセッションをやるということを前提としている制度で、下水道につきましては、下水道のほうの中でやっていくということで、それぞれ所管部局のほうで検討した結果ということになっております。

○C委員 極めて同じような構造の事業で、例えば料金の徴収だとか未納料金の徴収だとか、そういったところも実際には併用して行われていたりするわけですね。その取扱い方が違うという、担当部署が違うというのは役所のお話であって、国民の側から見ると同じような話だと思うのです。その法的な裏づけというか、どういう理屈で、なぜ変わるのだというところの説明をもう少し丁寧にしないと分かりにくいかなという感じがします。例えば未納料金の徴収というのは、どちらがやるのですかみたいなところですね。

○石原委員長 よろしく申し上げます。

○鳥巢審議官 実は私も同じことをここに着任してから聞いた記憶がありますが、実は片や厚労省で、片や国交省だということはもちろんあるのですが、事業法の仕組みが例えば下水道ですと社会資本という、インフラという流れの事業法の枠組みになっておいて、上水道のほうは、これはまた厚労省サイドの水道事業法の枠組みがあって、過去の事業法の枠組みに引っ張られるような形でこういう形になっていると思われま。

だから、おっしゃるとおり、今から法律をつくるのであれば多分きちんと事業法のスキーム全体を平仄をあわせてパラレルにつくれば同じような形になるのですけれども、過去の事業法の形成の仕方が出てきているという話なので、現状はこの法制度を前提に、我々こういった取扱いをさせていただいているということでございます。

○石原委員長 今の御説明でよろしいですか。Cさん、いかがですか。

○C委員 今、上下水道一体コンセッションというのをやろうとしていて、そのときに先ほど申し上げたように料金の徴収、未納料金の強制徴収というところが一つのポイントなのです。一体徴収しようとしているので、両方の扱いが違うと非常にややこしいのですけれども、その2点についてそれぞれどうなるのでしょうか。

○武井企画官 ただいま回答を持ち合わせておりませんので、確認して御連絡申し上げます。

○石原委員長 ほかにございますでしょうか。

いずれにいたしましても、先ほどのグッドプラクティスもあるので、そういった意味では柔軟に今後実態に応じて事態が進展するということですね。今のお話のように実務上困ってしまうというようなことについても、ここら辺を見ながらやっていく。

ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。

どうぞ。

○J委員 少し話が変わってしまうのですけれども、退職派遣制度ですが、報告資料3では派遣職員の派遣期間は3年以内と書いているのですが、ポンチ絵の資料1-1では、事

業の初期段階は最大おおむね5年程度と書いているのですが、どちらが正しいのですかというか、何か違いがあるのですかということ。

○村田参事官 1人当たり3年で、2人いた場合でも5年以内。

○J委員 1人が3年で。

○村田参事官 そうです。1人当たり3年。事業初期段階ということで、そのまま3年を延びてというよりも、別の人が行って5年以内ということ。

○J委員 あと私が分かっていないだけなのでしょうけれども、報告資料2の倫理規程なのですが、裏面を見るとコンセッション事業者の職員のところは②で適用なしと書いているのですが、ただ、上のほうを見ると私的関係者に対する緩和を排除で、むしろ厳格に適用するのは、何を適用して、何を排除しているのか。

○村田参事官 国家公務員ですと、基本的には利害関係者からの飲食物の提供等は禁止されておりますが、私的な関係、例えば学生時代の友人等につきましては、それが若干緩和されているということがございます。その緩和された内容につきましては、親の葬式について香典の受領ができる。これは私的な関係者ということになっております。

②の派遣職員、コンセッション事業者が働いている間は国家公務員でございませぬので、築いた関係は私的な関係になります。この私的な関係をそのまま国家公務員として復帰した際も適用される話になりますと、コンセッション事業者として働いていたときの関係によって、親の関係において葬式に行って香典をその方からもらうとか、そういうことが許されてしまいますので、そのコンセッション事業者の間の関係を私的関係ではなくて、その私的な関係を排除するというのを政令で決めたということ。

○鳥巢審議官 補足といいますか、ややこしいのですけれども、表の見方です。国家公務員倫理規程というのは政令になるのですが、あくまでもこれは国家公務員に適用されるものですから、この適用関係というのを見たときに一番右側の箱ですが、国家公務員のときは当然適用がありますし、コンセッション事業者に派遣されたときにはコンセッション事業者の職員になるので適用はありません。これはまた戻って国家公務員になったときにはまた当然再度適用が出てくるということ。これはもう明らかなのですけれども、問題は、コンセッション事業者でいる間に、いろいろな関係で、取引先との関係ができます。ところが、私的な関係の定義が職員としての身分だということになっているので、職員というのは一般職の国家公務員だということになりますので、そうすると、コンセッション事業者の職員として働いているときには、これは職員ではないので、そこで築いた関係が全部私的な関係ということになってしまっていて、取引先との関係も全部緩和されてしまうということになって、要は厳しめに締めるためには、ここを国家公務員と同じようにみなして、このコンセッション事業者の職員として働いているときも、これは国家公務員と同じように、その関係で築いた関係というのは私的な関係ではありませんよということで、その穴を塞ごうというのが趣旨です。

○石原委員長 当該本人は、そういったことは十分理解できるような説明等をされるとい

うことですね。よろしゅうございますでしょうか。ほかにもございますか。

それでは、時間の関係もございますので、よろしければ質疑応答をこの辺といたしたいと存じます。今、いろいろ御意見をいただきました。事務局におかれましては、委員からの御意見を踏まえまして、基本方針、ガイドライン、修正すべき点があれば改正するよう作業をお願いしたいと存じます。なお、基本方針ガイドラインの修正につきましては、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○石原委員長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に入りたいと存じます。

冒頭、事務局より御説明がございました議題(3)でございます。多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針につきまして、事務局より御説明をよろしく願います。

○村田参事官 御説明させていただきます。席上配付資料①に従って御説明させていただきます。こちらのA4の縦の紙です。よろしいでしょうか。

「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するプロセスの概要」について御説明します。

これは昨年6月に閣議決定されました骨太の方針に基づいて行う措置でございます。このプロセスの概要につきましては、別添の席上配付資料③の内容を現在各省調整中でございますが、民間資金等活用事業推進会議ということで、総理ヘッダの閣僚会議において決定する予定でございます。

まず、先ほどの席上配付資料①を見ていただきたいのですが、何をするのかといいますと、公共施設等の整備を実施する国、地方公共団体、公共法人が多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討プロセスに従って検討する主体でございます。その中でも閣議決定では人口20万人以上の都市を明示的に対象としておりますので、基本的にはそちらをベースに考えております。

関係省庁、公共法人は自らこのプロセスを実施しますし、地方公共団体、今、言いました20万人以上につきましては、このプロセスに従って検討することを要請したいというように思っております。20万人未満の自治体につきましても、望ましいということをお願いしたいと考えておる次第でございます。

今回、対象施設でございますけれども、四角の上の緑色の対象施設のところを見ていただきたいのですが、こちらは新たに整備する場合のみならず、運営等を見直す際にもこのプロセスによって、例えば民間に運営を任されるかを検討していただくこととなります。つまり、上下水道の包括的民間委託やコンセッションの導入も視野に入れて検討していただくということとなります。

次に、下に①②③と書いてありますけれども、②の部分を見ていただきたいのですが、対象事業の基準といたしましては、事業費総額が10億円の事業か、単年度の運営費が1億円以上の事業を対象として考えております。一方で、自治体の負担を軽減する等の観点か

ら、既にPPP/PFI手法の導入を検討されている公共施設整備事業であったりとか、災害復旧等、緊急に実施する必要がある事業は、この検討プロセスから除外しております。詳しい中身につきましては、この席上配布資料③のところでも字でたくさん書いてありますけれども、その内容を今かいつまんで説明させていただいているというところがございます。

次に③の部分でございますけれども、左側を見ていただきたいです。同種の事例の過去の実績に照らしまして、導入が適切な場合には、④⑤ということで定量的な評価をやっていただくのが基本的なルートなのですけれども、そのような検討をせずにPPP/PFIを導入していただくということを考えております。例えば隣の市町で既に図書館の運営を指定管理者に任せている場合等があれば、それを参考に、図書館の運営を指定管理者に任せる場合などが想定されております。それ以外の部分につきましては、③から④のほうに行っていたのですけれども、簡易な検討をしていただくこととなります。この簡易な検討は外部のコンサルタントを活用することは想定しておりません。従来型による整備とPPP/PFI手法を導入した場合との費用総額を比較していただきまして、PPP/PFI手法を導入した場合にメリットがあると認められる場合には⑤のほうに移行する。基本的には外部のコンサルタントの活用など詳細な検討をしていただくという流れとなります。

その⑤の詳細な検討の結果、PPP/PFI手法を導入した場合に、従来型の手法と比較してメリットがあると認められる場合につきましては、PPP/PFI手法が導入されるということとなります。これが⑥の部分でございます。

簡易な検討、詳細な検討の結果、矢印で右側に不利と書いてあるのですけれども、PPP/PFIのほうの方が不利になって採用しない場合につきましては、その結果等を公表していただくということを考えております。

以上が多様なPPP/PFI手法を導入する優先的に検討するプロセスでございますけれども、国、地方公共団体の取組状況を内閣府はフォローアップをして、その結果を公表することによって地方公共団体の取組を促進していきたいというように考えているところでございます。

席上配布資料②を見ていただきたいのですけれども、これが今後のスケジュールでございます。今日、調査審議していただいた上で、12月上旬にPFI推進会議で決定したいと思っております。その後、内閣府から各省庁に通知なり要請をさせていただきたいと考えております。

総務省と連名で地方公共団体のほうに通知・要請をし、事業所管部局を通じて各省縦筋で地方公共団体のほうにも通知なりをしたいと考えているところでございます。

すみません、かいつまんで御説明しましたけれども、大枠こういう形でございます。御説明は以上です。

○石原委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○鳥巢審議官 すみません、1点だけ補足をさせていただきます。

制度の仕組みは今、説明があったとおりののですけれども、席上配付資料③を御覧いただきたいのですが、1ページ、この指針の性格です。これがそのままストレートに適用されるわけではなくて、これをもとにそれぞれの公共施設管理者で規程をつくってもらうことにしています。この指針というのは、それぞれの公共施設管理者が指針をつくる場合の準則として機能していくということでございます。

その次の2ページを御覧いただきたいと思うのですけれども、2の策定等ということでございますが、そのパラグラフの2のところでございます。基本的にPFI推進会議は国の行政機関のものでありますから、国については自分たちで申し合わせているので完全に義務として機能していくわけですが、地方公共団体については地方自治の建前がありますので、一方的に国のほうで義務づけるわけにはいきません。ということで、2ページの2段落目のところでございますけれども、人口20万人以上の地方公共団体につきましては、3行目のところでございますが「これに従って優先的検討を行うことが求められるほか」ということで求めております。これは義務づけではないのですが求めるということで、非常に苦肉の策のところもあるのですけれども、総務省との調整の結果、書けるのはぎりぎりここまでだろうということになっております。

人口20万人を下回る地方公共団体につきましては、その下のところですが、「望ましい」ということになっておまして、一段少し緩めの形を書いておりますが、先進的な地方公共団体については同様の取組をとるところも当然出てくると思いますので、それを後押しするような形でこういう表現をさせていただいた。

もう一つ、各省庁の役割でございますけれども、各省庁はそれぞれ自らが公共施設の管理者として、この準則に基づいて規程をつくるという義務はありますが、同時に施設を管理する所管大臣としての立場で、この運用について、これは非常に包括的、概括的な準則になっておりますので、より個別の施設についての具体的な目安等をそれぞれの所管大臣の立場でガイドラインとして定めることができるような立て付けにしております。

これはつくるところ、つくらないところ、当然出てくると思いますけれども、それはそれぞれの各省庁の判断ということになりますけれども、かなりのところでこういったガイドラインをつくって運用の後押しをしていただけないかと我々としてはお願いしていきたいと思っております。

○石原委員長 ただいま御説明ございましたが、いかがでございましょうか。

C先生、どうぞ。

○C委員 何点かあるのですけれども、一つは指針（案）の中の3ページの対象事業の例外というのがあって、（3）に民間事業者が実施することが法的に制限されているというのは、禁止されているなら分かるのですけれども、制限であれば非常に多くのものが対象になり得ると思うので、これは禁止にしないのはなぜですかというか、禁止とやはり書くべきではないかなと思います。

優先的検討なので、通常であればPPP/PFI手法を選択するということが本則になって、例

外的な場合にそうでない手法をとれるということだと思うので、その挙証責任が管理者側に生じているのだらうと思うのですけれども、その割には簡易な検討と詳細な検討のプロセスが煩瑣過ぎる感じがしますね。これだけ計算をしないといけないとなると、まず何をすればいいのか全く分からないということで、PFIの手続が非常に面倒だという批判の一つに挙げられていた、導入可能性調査をここでまた再度大量に行うということに読めてしまう。特に詳細な検討のほうはですね。

となると、実質的にワークしないのではないかと思うわけですし、4ページ目の上のところに評価を経ずに行うということが書いてあるので、こちらを読んでくださいということかもしれないのですが、であれば、こちらを本則にして、全く例がなく経験的にできないような場合に計算をするというような原則と例外を逆転させるべきではないか。これが簡素化ガイドラインの趣旨だったと思うので、その前の世界に戻ったような印象を受けるのです。なので、一つ事業を決めてバリュー・フォー・マネーの計算をするのであればやってもいいのかもしれませんが、大量の案件をこの計算をやらされるというのは、実質的には機能しないだらうなと思います。

以上です。

○石原委員長 それでは、お願いします。

○鳥巢審議官 御懸念の点はごもっともなところもございます。実は、今回、二段構成にしておりますのは、まず、説明の時間の関係もあったので多少不明瞭なところもあったかと思うのですけれども、簡易な定量評価の段階では、事業のスペックもまだ決まっておられませんし、バリュー・フォー・マネーを計算する前提がまだできておりません。では、なぜこのようなものを前置させたかという、本来は最終的にPFIを採用するかどうかはきちんとバリュー・フォー・マネーが期待できるかどうかという検証を経てやってくださいというのが我々の基本的な方針なのですけれども、まさにこれを全部やらせると、地方公共団体でも実務的に全く対応できませんので、ある程度簡易な手法で、実はこの中ではPFIを詳細に検討するところまで考えておりません。

むしろ、我々も非常に悩ましいところで、これから手引書をつくってある程度方針を示していかなければいけないのですが、要は非常に簡易なテストをしたい。言葉は悪いのですが、もう箸にも棒にもかからないものを下のところに持っていく必要はないだらう。だから、途中段階で省けるものはできるだけこの段階で省いて、件数がある程度絞って、本当にVFMが出る可能性が高いものに絞って詳細な定量評価をやっていかないと、この詳細な定量評価は当然外部のコンサルタントを使って行うことになりますので費用もかかりますし、時間もかかるということなので、できるだけ簡易な定量評価、これは定量評価と言っていますけれども、実は詳細な定量評価と全然メソッドが違っておまして、費用を全部詳細に数量をとって費用を積み上げて、それで比較するというものでは決してなくて、もう少し簡単ないろいろなメルクマールをつくっていきたいなと思っています。要は、ここでスクリーニングをして、その⑤のところを持ってくるという仕組みをはめていかないと、

まさに先生おっしゃるように、実務的に全く対応できない優先検討の仕組みになるのではないかというのがそもそもの制度の趣旨でございます。

○石原委員長 どうぞ。

○C委員 なぜ定性的な評価ではだめなのでしょうか。そもそものバリュー・フォー・マネーの趣旨として、定量化するというのの一つの選択肢で、必ず数字で示さなければならぬとはなっていないので、それを踏まえて簡素化ガイドラインというのは既にできていて、実際にそれに対応しようとしている団体さんがいっぱいあるということですね。そういう中で、なぜ数字を重視する方向に変えようとしているのかというのが1点。

例えば公的不動産のカテゴリーのように、明らかに使われていないものがそこに何らか起きれば、必ず何かが生じますね。そういうものもそれは上の評価を経ずにのほうで読んでくださいということかもしれないのですけれども、そういう類いのことが結構あると思うのです。PFIの場合はある程度今までの経験値があるので計算できるものもありますけれども、PPPというように広げた場合には、さまざまな類型が出てくるので、それはその場に応じて適宜考えられるようにしておかないと、こういうようにルールづけをきっちりしてしまうと、非常に動きにくいというか、多分自縄自縛に陥ってしまうのではないかと懸念されるのです。なので、本当に進めたいというように考えるのであれば、もう少し地方自治体の立場に立って進められるような応援をするというのが国の務めではないかと思えます。

○石原委員長 いかがでしょうか。

○鳥巢審議官 実は定量的評価といいますか、この規定の中で客観的な評価という言い方をしているのですけれども、なぜこういうことで我々がこだわったかという、実はこだわるといって強い方向性がこれを構想する前からあったわけですが、それはなぜかという、現下の現実問題、PFIの採択に向けてのいろいろな対応ぶりを見ると、例えばこれも議論になったのですが、地方債の金利が高いということだけで、もう要は検討に値しないのだというような運用が現実に行われる中で、定性的な評価があるということになってしまうと、今みたいに議論の門前払いでPPP/PFIの採用を否定してしまうという運用が横行するといいますか、それを助長することになりかねないので、できるだけ客観的な評価でやってください。PPP/PFIを採用しないことについて、きちんと地方公共団体に説明責任を求めていきたいというのがもともとの趣旨です。

なので、ここで定性的という余地を残すと、そういう懸念もあるということで、言葉としては客観的という形にさせていただきますけれども、例えば5ページの上のほうを御覧いただければと思うのですが、当然施設によってはいろいろなスクリーニングの仕方があると思います。費用総額を基本的には比べていくということなのですから、実際積み上げをこの段階でやるというのは現実問題難しいのはおっしゃるとおりなので、例えば使用量で簡易に比較することはできるのではないかとすることを下水道部などでは検討されているようですし、できるだけ簡易で、かつ、恣意な判断に流れないような仕組みがある

のであれば、こういう規定を使って、できるだけそれぞれの事業所管省庁のガイドライン等で示すなどの方法によって、そのバリエーションを設けていくということも今後進めていきたいということです。

懸念は全く我々も実は共有しております、これはできるだけきちんとワークさせていかなければいけないというのはおっしゃるとおりなのですが、一方で、非常に抽象的な文言だけでPPP/PFIの採用をそこで拒否してしまうということが一般的に起こらないように釘を刺す意味で客観的という言葉を使っておりますので、ただ、この段階で詳細な本当に費用の積み上げをやっていくということであれば、詳細検討をここでやることになるので、それは制度自体が全く違っております。できるだけ簡単に簡易に、ただし、かつ、その判断が恣意に流れるものではないということ、非常に難しい両立だとは思っておりますけれども、それを今後の運用の中で、手引等の中で、できるだけ我々としても工夫をしていきたい。また先生方のいろいろ知見もお借りしながら、スクリーニング手法を開発していきたいと思っております。

○C委員 今のお話ですと、むしろ原則と例外が、PPP/PFIが原則であれば、例外的に不採用にするのみ定量評価を求めるといような考え方のほうが整合的ではないかなと思います。なので、原案を読むとそういうようには読めなくて、PPP/PFIを採用しようとしても定量評価はしっかりかけてやらないといけない。それが中途半端だったら議会が反対をしてだめでしたみたいな、そういうようなことが想像されるのです。なので、原則と例外のところをもう少し明確に出していただきたいということを最後に申し上げたい。

あと禁止と制約というところはもう少し整理していただいたほうが、少しでも制約があれば全部非対象にできるということになると、これはもう何でも非対象になってしまいますね。実際問題、これから出てくる大どころで一番件数が出てくるのは、庁舎と学校だと思うのです。庁舎も地方債の対象になり得るので、それも制約だと言えなくなるのかもしれないし、学校は明らかにいろいろな制約がとりあえずあるので、そういうことにある意味方便として使われてしまうということがあるので、この制約という文言も再考をお願いしたいと思います。

○石原委員長 D先生、どうぞ。

○D委員 今、御説明になりました資料③でいくと、3ページの上のほうに、対象とする検討というものが事業費総額で10億円以上と1億円以上という閾値が書かれているのですが、どういう検討でこの数字が決まったのか。というのは、私の感覚からすると小さいかなと。民間の方から御覧になると20億円ぐらい、もちろん、これは私の感覚が間違っていたら民間の委員の方に訂正いただきたいのですが、もう少し事業規模が大きくないと事業として魅力的でないのではないかという感じがするのです。むしろ自治体単位では10億しかないけれども、このPFIに求められているのは自治体を超えて例えば先ほどC先生がおっしゃった学校などであれば、むしろ隣接自治体で事業をまとめて、10億しかないのだったら20億なり30億にしてもらおうようなインセンティブがかかるようなほうに誘

導したほうが先ほどの議論を聞いてもいいように思うのです。

そういう意味では、自治体のほうがこういうものをセットアップするメインプレーヤーなのか、むしろ自治体のほうに持っている遊休公共施設などのインベントリを公表していただいて、そもそもどうしたらいいかということについてのアイデアを募集することも外側ではやったほうが、今の御趣旨の掘り起こしには役に立つのではないかと思うのです。

お答えいただければと思います。

○石原委員長 よろしく申し上げます。

○村田参事官 私どものこちらの指針をつくるに当たって、自治体さんにアンケートをとらせていただきました。先進的な自治体さんは同じような仕組みをつくっているところがございます。その辺のところを調べてみますと、検討する仕組みに当たっては大体整備事業ですと10億円、運営事業につきましては単年度で1億円というのがほとんどの自治体、この数字を採用されていまして、自治体さんの負担、相場観を含めて、状況を見てこの数字に決めさせていただいております。

○D委員 こだわりませんが、むしろ民間の方からも10億という事業が魅力的かどうかというほうも一応検討いただいたほうがいい感じ。

○石原委員長 では、今の関係で民間に意見を求められておりましたので、どうぞ。

○E専門委員 それでは、民間のほうからお答えします。恐らく新設で10億という数字に関していうと、確かにおっしゃるとおりそれほど大きな魅力はないというように見る会社のほうが多いと思います。ただ、こちらの資料の後半にある地域の事業の創出でしたか。地域における事業機会の創出という意味で、その地域地域の地場で張ってらっしゃる事業者さんにとってというように見たときに、必ずしも10億というのはそんなに魅力がないというサイズではなくて、手がけたいというサイズになるのかなとは思っています。

逆にいうと、そういう意味でいうと、年間1億円の運営というのが結構大きいのではないかと感じていて、地場で本当に行えるだけのサイズなのかなというような気はします。もっと小さくても、地域の事業の創出という見方からしたときには、ここはもっと柔軟でもいいのではないかとというように思います。

せっかくなので、先ほどのC先生のお話にも絡むのですけれども、全体のトーンはこういうPPP/PFIを積極的に導入しようという指針なのだと思うのですが、ところどころ逆に余り面倒くさいからやりたくないなと思いつつ読む人にとっては助け舟になるような表現が見受けられるような箇所があるものですから、そういったところの「てにをは」というか、言い方の順番かもしれないのです。

例えば4ページの趣旨のところ、いきなり入り口から詳細な検討をしなくて導入しないと決めていいですよという。いきなりイエスから入るのではなくてノーから入っているようなところとか、結果の公表のところも確かそんなような読み方ができてしまったものですから、若干そこら辺をもう少し前向きな表現にさせていただけるとありがたいかなという気がいたしました。

先ほどの議論の中で言うと、5ページの評価基準のところは、これはもう単純におっしゃったとおり、費用総額だけで適否を評価するというように読み取れるのですが、この委員会のワーキンググループでもさんざん議論しているのですが、やはり定性的な部分をどう評価して、それを採用するに当たって、要はどう説明責任につなげていくのだという、そこが難しいとはいえ、やはりそこを突破していかないとなかなか民間活用というのが増えていかないと思いますので、この費用総額で比較しというところは逆にやらない方向にかなり大きくぶれるのではないかという気がいたします。

○石原委員長 いろいろ御意見出ましたが、どうぞ。

○鳥巢審議官 順番に、まず、D先生の事業費の話ですが、これはとりあえず今回スタートする段階で、地方公共団体の相場観をある程度大事にしていこうという気持ちです。将来的にはもちろん、これ自体も変更あり得べき話だと思いますし、毎年モニタリングしていく中で運用実績をフォローしていきたいと思っています。とにかく、今回はこの仕組みをきちんとつくって導入してもらうことが最大の課題ですので、その際には地方公共団体の相場観を大事にしていきたいということなのですけれども、10億円以上のものについても非常に少ないのです。なので、そういうことを踏まえて、それと一般的に先ほど御説明をされましたが、今の相場観として形成されつつあるということもあって10億円ということにしておりますし、1億円も同様のことなのですけれども、今後運用実績を見て、例えば全然ひっかかるものがないというようなことがあれば、これはいろいろまた各省とも協議をしていながら対応していきたいと思っています。

もう一つ、実は3ページの上の口のところでも書いておりますけれども、ケース・バイ・ケースで、例えばこういう一般ルールによりがたいものがあるときはそれぞれで、この事業費の額を異なった基準を定めるような仕組みも用意しておりますので、これは必要があれば各省庁のガイドラインの中で、施設の種類とか、そういうものに応じて決めていくことも出てくるのだらうと思っています。いずれにせよスタートラインはこういうことですが、今後またいろいろ御意見を頂戴しながら基準の設定についても検討していきたいということです。

書きぶり、大変申し訳ございません。実は我々の全く思いのまま書ける状況ではないものでございまして、やはり各省の協力を得ながら案文化しているところはありますので、多少交渉の過程の中で、前と後ろが後ろ向きになったりしている部分もございまして。ただ、先生の御指摘もあるので、各省との協議ラインを踏み外さないようにしながら、改善ができるのであれば改善を試みてみたいと思いますけれども、制度スキーム全体のところについては、なかなかそういう事情もございまして、全てをお応えできるかどうかは微妙なところがございまして、できる限りそういう改善をできる範囲内でやっていきたいと思っております。

禁止のところなのですけれども、釈迦に説法で申し訳ございませんけれども、講学上の用語での禁止とは、一般的に許されている行為を要は禁止する場合の禁止ということにな

っているのですが、ここではどちらかというと公権力の行使を制限しているという意味で制限と使っているものでございまして、意味合いとしては先生おっしゃるように禁止という意味なのです。そもそもこういう公益事業みたいなものを一般的に行うということにはなっておりませんのでこういう書き方をしていますが、我々の意図としては、全く先生と同じ意図で使っております。あくまでもテクニカルタームの使い方の問題としてこういう整理をさせていただいております。こんなところでよろしゅうございますか。

○石原委員長 それでは、F先生、どうぞ。

○F委員 これはPPP/PFIを推進していくためということでございますけれども、先ほどの事業規模の話からいけば、これまでの委員会やワーキングの中でも出していたと思いますが、同種のをバンドリングして事業規模を大きくする等の工夫もこの中にも含めていただいてもいいのかと思います。

もう一つは、ここでも対象施設ということで庁舎、宿舍とございます。改めての確認でございますが、最近のPPP/PFIはどちらかというと料金を徴収するような事業を中心に力を入れてきていて、当然それはやるべきものと考えますが、一方で、従来型のいわゆるサービス購入型というのも当然重要な分野であるわけですから、それが含まれているということで、サービス購入型についてもここでしっかりと推進していくという方向ですねという確認が1点。

もう一つは、対象施設でございますが、これは法律の2条に公共施設等の定義があると思いますけれども、それで先ほどの例外にならないものは一応全部入っているという理解でよろしいのでしょうかということです。例えば法律では道路が最初に出ておりますけれども、愛知県の話はございますが、ほとんどありません。世界的には道路関連のPPP/PFI事業はいろいろな形で実施されているのは確かでございます。そこをどう考えていくのかというのもある意味では大きな課題なのかなと思います。

○石原委員長 いかがでしょうか。

どうぞ。

○鳥巢審議官 まず、1点目は、バンドリングの件でございます。

全くおっしゃるとおりでございますが、ぜひそういうことを進めていきたいというのが我々の気持ちとしてあります。ただ、今回はあくまでも、要は事業に当たってPFIを検討してくださいというところの規定なものですから、PFIをどう適切に進めていくとか推進していくかということではなくて、あくまで検討のプロセスということなので、準則の中というよりは、むしろ今後ぜひ地方公共団体の人がこれを読めばいいものができるような手引をつくっていきたいと思っていますので、その中で先生御指摘のようなこともきちんと盛り込んでいくようなことを考えていきたいと思っています。

サービス購入型はもちろんでございまして、当然この中で、特に新規建設を伴う事業について明確に書いておりますので、これはサービス購入型も当然対象にしておりますし、さらにはコンセッションみたいなものについてもうまく流れていくような、既存施設につ

いての見直しも当然検討対象に入っています。ここで言いますと、例えば2ページの3の優先検討の手の開始時期のところ、イ、ロ、ハに書いているような、こういう計画を見直すときに公共施設の要は運営方針を見直すときには必ずやっってくださいということを書いていますけれども、これはどちらかというと既存施設の運用のあり方を見直すようなケースを想定しますけれども、そういうことで既存のものも新規のものも両方きちんと対象に入っております。

道路云々という話だったのですけれども、実は1ページ目の最初の前文のところ、今回の骨太の方針の閣議決定を抜粋させていただいておりますが、実は骨太の方針の段階で、各省との調整の結果、閣議決定になっているのですが、その中で「具体的には」のところでございますけれども、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するというのが閣議決定の内容になっています。

したがいまして、今回の立て付けも、10億、1億が全部対象になるという立て付けにはなっておりませんで、2ページの対象事業の基準のところを書いておりますけれども、次に掲げる公共施設整備事業であってというのは規模要件のことでございますが、民間事業者の資金、経営能力、技術的能力を活用する効果が認められる者をそれぞれの規程の中で列挙してもらうことにしています。

なので、それがそれぞれの公共施設の管理者の捉まえ方ということになるとは思いますけれども、当然、御懸念のように非常に絞って書くのではないかと。自分の都合のいいものばかり書くのではないかとか、そういう御懸念は当然おありだと思います。これについては、繰り返しになりますけれども、スムーズな導入、運用に我々も実は懸念をしております、例えば専門家の方が足りるのかとか、そういうことも含めて、まずはこれで運用させていただいて、来年以降、きちんとモニタリングをして、例えばこの列挙の仕方がおかしいということであれば、これはまた総務省と連携プレーで運用の適正化に向けてさらにやるということが大事なのですけれども、この段階で余りにも間口を広げ過ぎて対象を大きくし過ぎることについての運用上の懸念も実はございます。

そういうことで、今回は閣議決定の表現ぶりに忠実な立て付けということでこのような形にさせていただいております。これはあくまでもスムーズに今回の制度を導入していきたいという気持ちでございます、一方で、厳しめのスタンスから見ると、多少その辺はどうなのかなという御懸念があるのも我々は承知しておりますので、今後きちんと運用のフォローをする中で目を光らせていきたいなと思っております。

○石原委員長 まだまだいろいろ御意見がありそうな感じでございますけれども、どうぞ。  
○G専門委員 今の御説明、よく分かったのですが、席上配付資料①のフローチャートのところですが、対象事業を全部検討しようというのではなくて、何で①から始まっているのかなと思ったのですけれども、①から始まっているのは、まさに今おっしゃられたように各自治体で列挙したもので、先にそこで振り分けをして、それから考えていこうと

いう趣旨でこういうようになっているので、対象事業を全部検討してくださいという完全にはできない理由を先ほどC先生がおっしゃったように、できない理由はない限りはやりましょうというやり方では今回はないという理解なのですね。

○石原委員長　どうぞ。

○鳥巢審議官　対象事業になるものは基本的にはやってもらいます。ここはもう一点の曇りもなく、資料の①の検討の開始といいますのは、では、このプロセスをどういう段階で動かすのかということを行っているだけにすぎなくて、例えば新しく庁舎をつくるとか、何とか会館をつくるという新規に施設をつくる場合は当然ですけれども、それ以外に先ほど言いましたように、地方公共団体のいわば公営企業の経営戦略を見直すという動きが進められておまして、では、その公営企業の経営戦略を見直す中で、公共施設の管理のあり方について見直すときには必ずやってくださいということを行っています。

これは先ほど指摘させていただきました2ページの3の優先検討の手続の開始時期と書いていますけれども、こういう要はいろいろな計画の見直しをするときにもやってください。もちろん、建物をつくと決めたら当然やるのは明確に書いているのですけれども、新たに公共施設の整備等を行うために基本構想でありますとか、基本計画を策定する場合には当然検討してもらいますけれども、これだけ書くと、新しく建設がないときには一切検討しないということになるので、既にある既存施設についても、こういった計画の経営戦略ですとか、あるいは地方版総合戦略みたいなものの中で、既存施設のあり方についても見直すときには、このプロセスを動かしてくださいということで、あえてここで明記しています。対象事業については、先ほど言いましたように対象事業を明確に定めますが、定めたら、それは全部このプロセスの対象になっていきます。

○G専門委員　そういう趣旨であれば、①のところにそれがもう対象事業を全部調べるのですよという意味で、①のところにそれを書いたらいいのではないかと思うのです。①があると、そこで何かスクリーンされて、それから始まるようなイメージになってしまうので、もう絶対対象事業は全部見るのだというのを①のところで書くと全部捉まえられるような気がするのです。

○鳥巢審議官　分かります。実は我々はむしろ厳しめに言うために①を入れておまして、通常、何か物をつくるときだけこれを動かせばいいのではないかという逆の誤解があって、我々からすると、既にあって、そのままきちっと既存施設についても一定のトリガーが働けばここでプロセスが動くのですよということをあえて言いたかったので、この①を書いたということなのです。

○G専門委員　ありがとうございます。

多分表現の問題だと思うのですけれども、自治体さんがこれを見ると、PFIの検討をしない従来の公共事業だったら、もうこのラインにそもそも乗ってこないでいいのではないかと誤解されてしまうような気がするのです。ですから、公共事業で対象施設を考えるのだったら、必ずこのラインに乗ってくるということを明確にしたほうがいいような気がします。

○鳥巢審議官 工夫をしてみます。ありがとうございます。

○石原委員長 ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○A専門委員 そういう意味では、民間の委員というより極めて素朴な質問で恐縮なのですが、すけれども、今、いろいろな新たに建設するものとかが対象になるというお話でしたが、例えばオリンピックのスタジアムとか、オリンピック関係でこれからいろいろな施設の建設の計画が出てくると思うのですが、そういうようなものは対象になるということでしょうか。あるいは10年間で12兆円というアクションプランを考えれば、対象を少しでも増やそうという意味では、例えば自衛隊が導入するようないろいろな設備ですとか装備ですとか、あるいは海上保安庁が導入するようなもの、そういうものにももう少しPFIを広げていくように、この規定が読めるのか、あるいはこの規定を何らかの形で使ったりするようなことができないのかなというのが極めて素朴な疑問で恐縮なのですが、思った次第です。

○石原委員長 いかがでしょうか。

○鳥巢審議官 基本的には施行は、先ほど言いましたように、そのまま今日御議論いただいて12月に決定されるとこれがダイレクトに適用されるわけではなくて、それぞれの公共施設管理者の中で、これに沿った形で規程をつくることになりまして、各地方公共団体におきましても、総務省の通知を受けて、これに基づいてつくることになっていくと思いますので、いずれにせよ、施行時期との関係もございますし、我々としては一応来年度中を目途にこれをきちっとつくっていただくということを想定しております。実は今、経済財政諮問会議の一体改革推進委員会の中で改革工程表をつくっておりますけれども、その中でも一応来年度中に制度の導入を図っていただくとしております。

個々具体の施設でどれを対象にするかどうかということについては、先ほど言いましたように、要するに民間活用の優位性が認められるかどうかということについての各省庁の判断もあると思います。なので、基本的には各省庁のほうで整理をして、対象事業を規定していくということになりますが、ただ、拡大していきたいという気持ちと同時に、様々な特殊事業が現実にはあります。そういうことを踏まえて、各省庁のほうで例えば対象事業の例外として規定せざるを得ないような状況もあるでしょう。それは基本的には各省庁がそれぞれの事情を考慮して規定していくことになるとは思いますけれども、いずれにせよ、この規程全体としてはPPP/PFIを活用を拡大していくための優先的規程なので、その趣旨を踏まえて各省庁のほうできちんとした判断をしていただくように我々もお願いしていきましますし、当然そういう判断をしていただけるものだと思います。

○石原委員長 H先生、お願いします。

○H委員 大分いろいろな各省庁の調整の中でき上がった文章だということはよく分かりましたし、検討の拡大、いわゆる手法の導入の拡大というより、まずは検討の拡大を進めていくというところに主眼が置かれているというのはよく分かりましたので、そこはとて

も大事なところだと思いますので、そうであるとする、検討したところが、後で少し御説明があるのかもしれませんが、経験として共有されていく、あるいは蓄積されていくということも大事だと思いますので、少しそのあたりの検討した経験が蓄積となっていくような仕掛けを考えていただければと思います。

もう一つ、かなり強調されていたみたいに、適用を拡大していく上では、この指針というのは適宜見直していった改善させていくのだというところはありませんけれども、それはぜひやっていただくと同時に、このガイドラインをどのような形ができてくるかというのが非常に重要なところだと思いますので、そこをしっかりとやっていただくとともに、ガイドラインのほうもそれに合わせてうまく改定をしていただくというのは当然できるだろうと思うのですが、これを見ると、指針は改定されるのだが、ガイドラインは余り改定がおざなりというか、形式的には沿っているのだけれども、実質的な改定がされないというようなことになってくるとなかなか本来の変えていくという趣旨がおざなりになってしまっただけではないかと思っておりますので、ガイドラインの策定と、そのガイドラインの改定のところも少しどうできるのかというのは難しいかと思っておりますけれども、目配りをいただければという点でございます。

○石原委員長 B先生、どうぞ。

○B専門委員 資料③の先ほどの3ページのところの上の(1)と(2)の事業費の総額が10億円以上と単年度1億円ということなのですが、これは括弧の中の御趣旨は、建設、製造または改修を含むものに限る。だから、それを含んでさらに維持管理、運営しているものの事業総額、オア、単年度の事業費が1億円で、これは運営等のみを行うものでありますということなのですが、ここの括弧は必要なのでしょうか。これはためにする議論かどうか分からないですけれども、例えば先ほど年間8,000万であるものを15年間やるとどちらにも当てはまらない。維持管理、運営すると、という話もありますし、もう一つは、建設、製造、または改修、これは空港とかは改修に入るのか、もしくは口のほうでも行けるのかなとは思いますが、既存の装備とか設備を購入して、それを維持管理するものというのは入るのですか。これだと(1)のほうに読めないように思うのです。製造というよりは既存の整備があるもの、いろいろなところのプラントがもうできているものを買ってきて、それを民間で維持管理、運営するというものもいろいろな産業ではあるので、それは結構金額が大きいはずなのですが、1番に入らないような気がするのです。

だから、そこで括弧でわざわざそれを事業費総額、結構大きければ、それを含むものに限ると入れる必要があるのか。後ろの1も2も括弧の中は要るのですかというのがむしろ抜け落ちませんかというのが質問です。

○村田参事官 私どもの考えといたしましては、もう単純に(1)は物をつくるという観点で(1)はつくらせていただいて、(2)につきましては、既存の、もしくはある既存の施設を運営するという事業を対象に考えて、法律上の文言の整理として書かせていただいているというように考えております。

心としては、先ほど審議官から話がありましたけれども、上下水道であったりとか、今、公営企業を取り巻く状況は非常に厳しゅうございますので、そういう運営の見直しをするときにも必ず(2)で読めるような形、それで運営の見直しをする際にはPPP/PFIを導入することを検討してくださいということで書いております。

○鳥巢審議官 補足です。括弧ですけれども、実はPFI法の中の要は特定事業という、PFIになじむ事業のことを特定事業と言っているのですが、この事業の定義で、公共施設の整備等ということを行っているのですが、その説明の中で、建設、製造、改修、維持管理もしくは運営またはこれらに関する企画という定義を明確に書いておりますので、その中の維持管理の前まで、改修までを上を書いて、既存施設という意味で運営の部分を切り出して下のほうに書いてあるということでございます。要するにPFI法のPFI事業の対象事業がそれに要は限定されているということで、その中で切り分けを今しているということです。

○石原委員長 どうぞ。

○C委員 確認しておきたいのですが、この法律、これと言うPPPの定義なのですけれども、民間譲渡民営化が入るのか、指定管理者が入るのか、これはどちらでしょうか。

○鳥巢審議官 非常に悩ましいところなのですけれども、指定管理は当然一般的に入るのだと思うのですけれども、実は現在、議員提案でPPP法の提案を自民党のほうで考えられておりまして、実はその中で官民連携事業、いわゆるPPP事業の定義がなされることになっていきます。まだ法案が提出されておられませんので、まだ正式な定義にはなっておりませんが、これを踏まえ、手引の中できちんと明らかにしていきたいと思っています。その際、また先生方のいろいろな御示唆を頂戴できればと思います。

○石原委員長 次の議事が事業規模の目標のまに見直しということで、その前提条件が狂ってくるので、それぞれ御質問された先生方も委員としてノミネートされておられるようですけれども、そういうことを踏まえましてしたいと思いますし、また事務局のほうに個別に御紹介いただくかどうかということも踏まえましてしたいと思います。推進会議までの時間はまだあるかと思いますが、ただいまいただきました御意見あるいはその目標設定に当たっての前提条件等々を踏まえまして、またよろしくお願ひしたいと思います。

ということで、中身につきましては次の議題に入りたいということで、関連しますけれども、PPP/PFIの事業規模目標の見直しについてということで、まずは事務局から説明をよろしくお願ひします。

○武井企画官 資料2-1でございます。関連して資料2-2がございます。

まず、資料2-1の始め1枚おめぐりいただけますでしょうか。既に決定されているものでございますけれども、おさらいということで先に御紹介させていただきます。

これは平成25年6月に決定されましたPPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランでございます。このアクションプランの中では、全体として平成34年までに12兆円に及ぶ事業規模のPPP/PFI事業を推進するという目標が打ち出されております。その中身といたしま

して（１）～（４）までにあるような内訳でございますが、（１）公共施設運営権、いわゆるコンセッションですけれども、コンセッションについて２～３兆円、（２）事業収入等で費用を回収するPFI事業ですが、これについて３～４兆円。（３）いわゆるPPP事業でございますが、これについて２兆円。（４）その他の事業類型。これはいわゆるサービス購入型のPFI事業を想定しておりますが、ここで３兆円。これで合計で１０～１２兆円の事業を平成３４年までで目指すという目標を平成２５年に決定させていただきました。

戻っていただきまして１枚目でございますけれども、これにつきまして、今年の経済財政運営と改革の基本方針、骨太の方針の中で、このアクションプランにつきまして、平成３４年度までに１０～１２兆円となっている同プラン全体の現行目標のさらなる拡充を目指すという方向が打ち出されまして、これに基づきまして、このアクションプランの事業規模の目標の見直しというのが求められているところでございます。

これは事務的に作業を進めていく中で幾つか課題が出ております。一つは、PFI事業につきましては、法律の中で事業名、事業規模を公表するという仕組みが設けられておりますけれども、PPP事業につきましては公表の仕組みはありませんので、事業ですとか、その事業規模の把握がなかなか難しいというようなことがございます。

また、②でございますけれども、事業の種類によっては事業規模の定義は不明確なものがある。これまでPFI事業の実績ということで言うと、契約金額で説明しておりましたけれども、契約金額だけでなく利用料金収入があるとか、独立採算の部分があるとか、またPPPになったら別のものがあるということがありますので、事業規模としてどういう数字をとった方がいいのかということについて整理する必要があります。

また、事業規模の目標を設定したときには、これはイギリスの２００１年から１０年間の数字をもとに参考にしながら、日本の規模を大体３倍にしたらいだろうということで目標の数字を設定いたしました。その後、イギリスのほうでも状況が変わっておりまして、事業規模割合が減少傾向にあるといったような状況にあります。

こういった課題への対応を整理するということが必要になってきますので、これを整理しながら実績をきちんとカウントして数値で表現していくということと、新しい目標の設定に向けた考え方を整理していくということが求められております。また、これにつきましては、年度内に結論を出したいと考えております。この課題にどのように取り組んでいくべきかにつきまして、本日お諮りする次第でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

ただいまの事業規模目標の見直しにつきましては、資料２－２のとおりということでございまして、専門的なお立場から調査、検討を実施する必要があります。そういったこともございまして、事業規模の見直しプロジェクトチームを設置して検討いただきたいと考えております。このプロジェクトチームは、お隣にいらっしゃいますＦ委員を座長として、Ｋ委員、Ｃ委員、Ｌ専門委員の皆様にご参加いただきまして、来年２月ごろに中間報告、来年３月中に最終報告ができるように御検討いただければと考えている次第でございますが、

御質問、御意見、ございますでしょうか。

Fプロジェクト長から何かございますか。

○F委員 2月までに中間、年度内に報告ということでなかなか厳しいスケジュールでございますけれども、基本的には何が本当の目標なのかが明確でなければ事業も進んでいかないということで、改めてその検討をということだと思えます。先ほど委員長もおっしゃったとおり、先ほどの議論でもなかなかどういうように捉えるのかというところが定まっていないということでございますので、まずは何が基本的に目標としてあるべき対象なのか、それをどういうようにはかるのかというところを明確にして、これまでの実績をもう一回見直ししながら、これからの目標というものをどのように捉えたらいいのかということをおこのプロジェクトチームの皆さんと、事務局と御一緒に精力的に検討していきたいと思っております。

○石原委員長 ありがとうございます。

C先生、何かございますか。

○C委員 事業規模の把握とか目標の見直しはよく分かるのですが、目標自体をどうするかということをおここの専門家のところで議論するというのは若干違和感があって、それは政治の仕事ではないかなという感じがするのですが、今、御説明いただいたように、前はイギリスの3倍ぐらいとおっしゃいましたか。それが目安になっていたということなのではございますけれども、それ自体も今まで実は余り明らかにはなっていなかったですね。なので、どのくらい頑張ればいいのかというのがいろいろな目標があるので、過去の経緯はともかくとして、現時点でどうするかという、広げて議論してもいいわけですね。そういうことですね。

何となく表現を見ると、リーマンショック以降、イギリスも下がっているから日本も下げてもいいのではないかみたいな感じがしますが、よもやそういうことはないですよということを確認したいです。

○石原委員長 どうぞ。

○鳥巢審議官 おっしゃるとおりでございます。上の骨太方針の記載を見ていただければ分かりますけれども、現行のさらなる拡充を目指すと書いておりますので、視野に入っていないということだと思えます。それと、数字について実際の数字をここで決めるのかという話ですが、おっしゃるとおり、今の安倍政権の一億総活躍の600兆円という数字の目標もございまして、数字そのものをこの場で決めるというのは現実的にはなかなか厳しいと思えますので、むしろ先ほどF先生からもお話がございましたけれども、結局これできちんとPDCAを回していくためにはどう補足して、どうボリュームをちゃんと、要は政策がいい方向に進んでいるのか、そうではないのかというモニタリングのところを今、手法が必ずしもきちんと確立されていないところもございまして、そういったところを中心にぜひ御検討いただければと思います。数字、規模そのものは最終的には政治マターになるのではないかなということはおっしゃるとおりだと思います。

○石原委員長 L先生、よろしゅうございますか。

○L専門委員 今、PDCAの話が出ましたけれども、おっしゃるとおりだなと思っています。例えば今、この資料2-1のところに英国の公共投資に占めるPFI割合があって、では、日本のデータはどうなっていたかというのがないのはどうしてだろうかということがあると思います。ただ、この英国の公共投資の占めるPFI割合のほうは、まさしく公共投資の一部を民間で代替していくという考え方でこういうようにやられているのだろうなと思うのですが、検討の方向の②のところ、今後日本では、当該事業により発生する民間の事業活動を表すこととなるよう、例えば売り上げで計上する。私自身はこの考え方は、基本的には非常に好ましいものだと思います。つまり、日本におけるPPP/PFIの拡大というのは、公共財政の改善というフェーズから次のステージで上がって行って、本当に民間の事業としていかに活性化していくかということだろうと思っているので、まさしくこういう目標を設定して、それをどうモニターしていくかというところをしっかりと議論できるといいのかなと思っています。大変短い期間ですが、ほかの先生方と協力しながら進めてまいりたいと思います。

○石原委員長 ぜひプロジェクトチームの委員の先生方におかれましては、精力的な御議論をお願いしたいと思います。また、それに当たりましては、今日いろいろ意見も出ましたけれども、御意見等も踏まえながら目標設定等についての作業をお願いしたいと思います。

まだ皆様からいろいろ御意見伺いたいところがございますが、時間も大分追っておりますので、次の議題に入らせていただきたいと思います。

本日は、PFI推進機構の半田専務取締役にお越しいただいております。ぜひ現在の機構の活動状況あるいはPPP/PFIの現状等につきまして、お話をいただければありがたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○半田PFI推進機構専務取締役 PFI推進機構の半田でございます。

本日は、このような御報告の機会を頂戴しまして、大変ありがとうございます。

私ども平成25年10月に、国から2分の1、民間70社から2分の1の出資をいただきまして、独立採算型等のPFI事業を推進するという目的のために設立され、ほぼ2年経過をいたしました。この間、内閣府を始めとする国の各府省、株主、その他、PFIに関する非常に多くの方々の御支援をいただきまして、まずは大変厚く御礼を申し上げます。

私どもは設立直後から200を超える自治体を訪問いたしまして、自治体の皆様のPFIに対するお考え、御要望というものを承ってまいりました。我々は当初、大規模インフラを主たる想定として考えられていたわけですが、実際に自治体にお伺いをしてお話を伺いますと、非常に幅広い公共施設に対して、またニーズというものも非常に多様なニーズがあるということが分かってまいりました。

その中で、具体的に進んでいる個別の案件につきましては、公共側としっかりと連携をいたしまして、スキームづくりにも関わってまいりました。この際、自治体などの公共側

に民間事業者から予想されるニーズ、恐らくこういうことがニーズとして発生していきま  
すよ、あるいは金融機関から要請される事項というものもあわせてお伝えしてスキームづ  
くりということに貢献してきたというように自負しております。

これまで、投融資につきましては10件の支援決定をさせていただいております、年度  
内にできればあと5件程度支援決定を行うべく準備を進めております。支援決定を行った  
案件につきましては、私どものホームページで直ちに公表させていただいておりますけれ  
ども、この中には関空伊丹のコンセッションのような大きな案件から、地方の小さな町が  
発注した案件まで多様な案件が含まれております。私どもとしましては、一つ一つ具体的  
な案件を仕上げている中で、官民双方の御意見を聞きながら、日々、ノウハウの蓄積を図  
っております。

空港の分野につきましては、関空伊丹のコンセッション、仙台のコンセッション、2件  
の案件で優先交渉権者が決定しておりますけれども、道路の分野でも愛知県の有料道路の  
コンセッションで今週より事業者の公募が始まっております。

一方、下水道の分野は、若干進捗が遅いということもございまして、私どものほうで関  
係府省、民間事業者、自治体、専門のコンサルティング会社の皆様の非常に多くの方のお  
力を借りてヒアリングをさせていただきまして、論点のまとめ等を行っております。

今後の活動でございますけれども、国におきましては内閣府を中心にしてPFI法の改正、  
ガイドラインの改正など、PFIの普及に向けてその動きが非常に加速しておりますけれども、  
一方で、主たる発注者である自治体の側、受注者の側になります民間事業者にとっては、  
担当の方々のレベルでいろいろな問題が残っているということも事実でございます。

まず、自治体の担当者の皆様でございますけれども、今、ちょうど公共施設等総合管理  
計画、これを来年度末までにつくらなければいけない。これに加えまして、地方創生のた  
めの地方版総合戦略、これもつくらなければいけないということで、各自治体の企画、財  
政の担当のセクションの皆様、非常に多忙な状況が続いております。このような状況の中  
で、個別の案件についてPFIを検討していただくというためには、既にガイドラインの改正  
等で記載されております手続の簡素化や迅速化ということがございますので、それについ  
て私どものほうからもしっかりとお伝えをしてまいりたいと考えております。

一方、事業の担い手となる民間事業者の皆様にとりましては、今、工事費が非常に高騰  
してきているという事情、手持ちのお仕事が非常に多い。会社として非常にグローバル展  
開を進めていらっしゃる、国の内外で投資する、投資を検討する案件も非常に多いとい  
うような状況の中で、PFI案件への参加の検討というものがどうしても遅れがちになってい  
るというお話がございます。日本の場合、人口減少がございまして、先細りという日本の  
インフラや公共施設になぜ民間企業として投資をするのかというような議論が社内では  
いろいろ議論になっているというお話をよくお聞きしております。この問題を解決するた  
めには、官民の役割分担などの事業スキーム、ファイナンスの手法といったものを工夫す  
ることに寄りまして、民間企業にとって、その事業に参画をして、経営努力や創意工夫とい

うものが報われるような非常に魅力のある案件をつくっていくことが非常に大事ではないかというように感じております。

私どもとしましては、官民、自治体、民間事業者、それぞれの皆様の現場の皆様が抱えておられるこういった課題を十分認識しながら、こういう問題意識で個別案件の組成の現場で汗をかいて努力を続けてまいりたいと考えております。

今後、どうぞ委員の皆様には、引き続き御指導、御支援を心からお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○石原委員長 ありがとうございます。

実際にいろいろ案件に当たっておられる機構からいろいろお話を伺い、問題点等もお話がありましたけれども、この際でございますので、皆様の御質問、御意見等ございましたらお受けしたいと思います。いかがでございましょうか。

どうぞ。

○M専門委員 今回の機構さんの説明の中で民間サイドの意見ということで、非常に分かりやすいというか、事実そのものをお話しいただいたと基本的に思っています。今日説明いただいたフローの中で、これから公共施設発注10億円、年間管理費1億円以上の物件が検討対象となるとお伺いし、母数が結構大きいということを改めて再認識しました。これがどの程度実現化するかという視点で民間側からの意見を申し上げれば、PFI事業は民間のノウハウを前提として制度化されておりますが、民間の中でも官民連携の下でノウハウを提供できる人材、部署というのはそう多くありませんし、資源が限定されているのが現状で、興味はあるけれども、手がないから取り組まないというケースもあるというのが実態です。そういう観点から申し上げますと、どういう内容の案件がいつごろ出てくるかという確度の高い情報が早い段階で分かりますと、組織的な対応、人の手当て等で計画的に進めることができるので助かります。

もう一つ、極端な例ですが、PFI推進の経験のない、あるいは少ない自治体対応で民間からの事業化提案があってPFIの検討が具体化するような場合、提案した民間企業に相当なインセンティブが付与されるような仕組みや評価手法があってもいいのでは、と思います。早期の段階での企画、事業スキーム構築が一番のポイントであり、その部分に民間の知恵が効かない、あるいはインセンティブも働かないということでは、民間は待ちの姿勢を崩しません。無理を承知でお話ししておりますが、一例として、最もノウハウを持っている業態の企業が、主催者側のコンサルになってしまうと事業者として応募が出来ないばかりか、マーケットサウンドを受けてもノウハウを口外することはできない、という事になります。こういった状況で官民とwinwinの関係が本当に成立するのかなと思います。初期の段階でいかに民間のノウハウを入れるか、採用された民間企業にインセンティブをどこまで付与できるかという観点では具体的には幾つかいろいろアイデアは出てくるかなと思いますので、今後検討の機会をつくっていただければと感じました。

○石原委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○N専門委員 今のM委員の続きのような感じになるのですけれども、確かに自治体さんの総合管理計画と地方創生の総合戦略をつくられてお忙しい中だと思います。ただ、もう一つ、PPP/PFIに施設を進めていくという流れの中で、やはり公共施設だという根本のところは何も変わらないところがあるのかなと思っておりまして、今後、10年、20年の戦略や計画の中で建てかえだとかいろいろな長寿化だとか、そういうものが出てくるのだと思うのですが、公共施設というのは国土強靱化の中で、その位置づけというのははっきりしたものがあっておりまして、今回の茨城県の水害のときに常総市の市役所が水没してしまって、結局拠点としてうまく活用できなかったというようなこともありますので、我々の分野のところから言えば、そういったリスクも含めて、できるだけ計画が早い段階で、C先生も言われたと思いますけれども、一度できてしまえば何十年もそれを使っていかないといけないというのが公共施設ですので、できるだけ総合計画だとかそういったものが前倒しで出てきまして、逆に言うとそういったところで民間も力を発揮して一緒にそういったものをつくり上げていかないといけないと思うのですが、我々も一応できてしまったものが活用できないというリスク、これは強靱化の中でのリスク、そのものが水害とか津波とかで施設が傷んでしまうという部分もございますので、そこはVFMの中のコストに入ってくる話にはなるのですけれども、そういった一体的な計画の中でいろいろな分析をさせていただいて、お役に立てる部分を頑張っていきたいというのが基本的な民間の立場だと思いますので、そのあたり、ぜひ自治体さんも含めて、国も含めてお力を出していただければと思っております。

○石原委員長 ありがとうございます。

それでは、今、いろいろな案件を進めようにも人手がない、あるいはいろいろなプロジェクトがあるというお話がございましたけれども、そういった観点から、今、検討されている地域プラットフォーム、これが一つの母体にもなるかと思っておりますので、これにつきまして事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○直原企画官 最後の資料になりますが、参考資料4を御覧ください。私は事務局の直原でございます。よろしくお願いたします。

地域プラットフォームについてでございます。上の点線の箱に書いてあるところは、骨太方針で今年掲げられているものですが、PPP/PFI手法の開発、普及等を図る地域プラットフォームについて全国的体制整備を計画的に推進し、地域の産官学金による連携強化、優良事例の全国への普及、地方公共団体や民間の能力向上等を図るということで骨太にも位置づけられているところでございます。

それで、内閣府のほうで考えている地域プラットフォームの進め方でございますが、左側やや下目のところに青い枠で囲っていますが、地域プラットフォームのイメージがこのようになっております。下のほうに五つ丸が書いてあって、それを輪で結んでいる絵が描いてありますけれども、ここにありますように、地元企業、地方自治体、あと地域の金融

機関、それとPFI推進機構、また有識者の方やそのほかの方が一堂に会します。それで、それらの方々が集まってPPP/PFIの事業のノウハウ取得、それと案件形成の能力向上を図りまして、具体の案件形成を目指した取組を推進するというのを私ども目標に掲げております。

具体的な例でいいますと、右の下のところに福岡PPPプラットフォームということが書いてありますが、異業種間交流、それと官民対話を経まして、事例研究ノウハウ取得を行い、そして地元での受注が、地場企業が地元で受注できるようにというノウハウ取得、それと受注する競争力強化を図っていくというような福岡市での先進事例を全国に展開して行きたいというのが一つの目標であります。

真ん中のあたりに地域プラットフォーム形成に向けた取組ということで二つほど書かせていただいておりますが、まず、地域プラットフォームの形成としまして、今、申し上げていますようなプラットフォームをモデル的に取り組もうとする地方公共団体を募集して支援するというのをやっております。

2枚目のほうになります。今年度、内閣府で支援しております五つの都市に対しての支援を行っているというのが具体的な内容でございます。

それと1ページ目のほうに戻しまして、二つ目、プラットフォームの形成としまして、関係省庁の地方支分部局と連携しまして地方ブロック単位でのPPP/PFI地域プラットフォームの立ち上げを支援していきたいと考えております。これは各都市にありますプラットフォームそれぞれが地域ブロック単位で連携していくというイメージを考えております。

それと二つ目ですが、全国的な展開に向けた取組としまして、一つ目には、地域でのPPP/PFI地域プラットフォーム形成の支援のために、中央省庁、それと団体等が連携すること。それともう一つが優良事例の発掘、プラットフォーム運用マニュアルの作成や情報提供を実施していきたいということを考えているところでございます。

以上です。

○石原委員長 ありがとうございます。

本件につきまして、御質問、御意見ございますか。あるいは先ほど推進機構からお話しいただきましたが、それを踏まえまして全体としてございますでしょうか。

K委員、いかがでございますか。

○K委員 特にこれからは自治体での取組というのは重要でございますので、この地域プラットフォームの形成の支援というのは非常に重要な施策なのではないかと、進めていただければと思っております。

○石原委員長 それでは、本日は神奈川県からI専門委員がいらしておられます。ぜひ地方を代表していろいろ。

○I専門委員 本日、非常に議論が活発でなかなか発言する機会がなかったのですけれども、神奈川県の実情を申し上げますと、平成28年度の予算編成方針を本年10月に出したのですが、その中で施設の老朽化や、施設の集約化に伴って新しい施設を整備する場合は、

まず第一原則として民間活力の導入を検討していくこととしました。これはPPP/PFIを含めての話ですけれども、そういう方針を出しました。

それ以外にも、例えば警察の庁舎との合築、国、市町村との施設の合築、民間との施設の合築、これも検討していくので、国でこういう方針を出していただくというのは非常にありがたいと思っています。

ただ、1点、細かい話なのですけれども、指針を拝見しますと、公共施設ごとに優先的な検討規程を策定するというような話がありまして、これは条例をイメージされているのか、規則をイメージされているのか分かりませんが、神奈川県の場合、公共施設ごとに検討規程を策定することはありませんし、すでに予算編成の中で方針を定めましたので、それに従って進めていきます。ぜひこのように指針を定めた自治体を後押しするようなものにしていただきたいというように考えていますので、こういう細かいプロセスは余り必要ではないのではないかというような印象を持ちました。

以上でございます。

○石原委員長 以上でよろしゅうございますか。この際ですから、どんどん。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

以上、本日の議題につきましては、これで一通り全部終わりましたけれども、5分ほど時間が残っておりますが、ほかに何かございますでしょうか。先ほどの事業規模の見直し等について、またいろいろ作業をお願いして誠に恐縮でございますが、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

内閣府の事務局のほうから最後何かございますか。よろしゅうございますか。

どうぞ。

○村田参事官 内閣府のメンバーがかわりましたので、西川府審から一言だけ挨拶を。

○西川内閣府審議官 石原委員長に御就任をお願いしていたとき統括官をしていた西川でございます。

PFI、大きな目標を掲げて具体的に今、各自治体に取り組んでいただくためには、今日御議論のあったようないろいろな課題がございます。ぜひ皆様のお知恵を借りながら、実践的に広がるように工夫していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○石原委員長 ありがとうございます。

いずれにしろ、国の成長と地方自治体の成長並びに国、地方の財政健全化という両面のPPP/PFIにつきましては、非常に期待は大きいのですけれども、これは本当にもくろみどおりにさらにやるためにも推進というのは非常に大事だと思いますので、引き続き委員の先生方の御指導のほど、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、本日はこれをもって終了ということにさせていただきます。